

募 集 要 項

Tokyo One 日本語学校

千葉本校

〒260-0013

千葉市中央区中央1-2-8

TEL: 043-330-3300

FAX: 043-330-3301

E-mail: tokyo1.school@gmail.com

HP: <http://tokyo1-school.com>



募集要項・提出書類

募集コース および 出願期間

募集コース	2年コース	1. 9年コース	1. 6年コース	1. 3年コース
入学時期	4月	7月	10月	1月
修業期間	2年	1年9月	1年6月	1年3月
出願期間	9月1日～10月31日	1月1日～2月29日	3月1日～4月30日	7月1日～8月31日

*卒業時期は3月です。

*日本語の能力に応じ、学校がクラス分けを行います。

出願資格

1. 海外において高等学校以上の学校を卒業した者
2. 日本留学に必要な学費生活費を確実に負担する者がおり、そのことをその者の資産形成過程を通帳などの資料で証明できる者
3. 次の項に示す日本語能力がある者（1.3年コースは異なるので注意すること）

出願に必要な日本語能力

次のいずれかの条件を満たすこと

- ・日本語能力試験（JLPT）：N5以上
- ・J-TEST：F-G級 250点以上
- ・NAT-TEST：5級以上
- ・TOP-J：初級 A-5以上
- ・日本語学校等で日本語を 180時間以上履修

*1.3年コース出願に必要な日本語能力

次のいずれかの条件を満たすこと

- ・日本語能力試験（JLPT）：N4以上
- ・J-TEST：D-E級 350点以上
- ・NAT-TEST：4級以上
- ・TOP-J：初級 A-4以上
- ・日本語学校等で日本語を 360時間以上履修

出願から、合否判定、ビザ取得までの流れ

1. 入学願書一式（下の出願書類の1、2、3、7.1）を本校宛お送り下さい。
2. 提出された書類と、面接(テレビ電話による)の結果をもって入学の合否の判断を行います。
3. 合否結果の受領後、下のすべての出願書類を本校宛送付して下さい。
3. 「在留資格認定証明書」のコピー受領後、初年度の納付金全額を納入して下さい。
4. 納入確認後、「在留資格認定証明書」の原本および「入学許可書」を送付しますので、日本領事館でビザを取得して下さい。

出願書類

証明書類はすべてコピーではなく原本を提出する。書類が日本語以外の言語で作成されている場合は、固有名詞以外は日本語訳を添付してください。所定用紙はHPからダウンロードして下さい。

1. 入学願書（所定用紙）
2. 履歴書（所定用紙）
3. 就学理由書（日本語を学習する理由および卒業後の抱負を記述）（所定用紙）
4. 学歴証明
 - 4.1 最終学歴卒業証書（高校在学中であれば卒業見込書）
 - 4.2 成績証明書
 - 4.3 在学証明書
5. 日本語学習に関する証明
 - 5.1 日本語学校の在学証明書
 - 5.2 日本語能力試験合格および成績証明書（合格者のみ）
6. 在職証明書（在職中の場合）
7. 経費支弁に関する証明
 - 7.1 経費支弁書（所定用紙）
 - 7.2 経費支弁者の銀行預金残高証明書および通帳コピー
 - 7.3 経費支弁者の収入証明書
 - 7.4 経費支弁者の在職証明書
 - 7.5 経費支弁者との関係を証明する出生証明書あるいは戸籍の写しなど（経費支弁者が親族の場合）
*経費支弁者が親族ではない場合は、本校まで問い合わせ願います。
8. パスポートコピー（白紙のページ以外はすべてコピーしてください）
9. 証明書写真
 - 4枚（4cmx3cm）（申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。写真裏面に申請人の氏名を記してください）
10. その他
 - 学校が必要と認めた書類

→ 学費

区分	入学時 (1期)	2期			
		2年コース	1.9年コース	1.6年コース	1.3年コース
選考料	¥20,000	-	-	-	-
入学金	¥60,000	-	-	-	-
授業料	¥680,000	¥680,000	¥510,000	¥340,000	¥170,000
その他	¥20,000	¥20,000	¥20,000	¥10,000	¥10,000
合計	¥780,000	¥700,000	¥530,000	¥350,000	¥180,000

(消費税含む)

※授業料は教材費を含みます。その他には保険料、健康診断費、JLPT 受験料が含まれます。

※2期の学費は新学期が始まる前に納入してください。具体的な納入時期は、その際通知します。

※既納の納入金については、理由の如何を問わず原則として返還しません。

- ・「在留資格認定証明書」が不交付の場合、選考料のみ納入してください。
- ・「在留資格認定証明書」が交付され、本国の大使館で留学ビザの手続きしてない場合、または本国の大使館でビザが不交付の場合は、選考料と入学金以外は返還します。ただし、「入学許可書」と「在留資格認定証明書」は学校側に返還してください。
- ・留学ビザを取得し、来日前に入学を辞退した学生には、選考料と入学金を除く納入金を返還します。ただし、「入学許可書」は本校に返還してください。
- ・留学ビザを取得し、入学後本学を中退する学生、および、来日後未入学の学生に対しては、原則として納入金は返還しません。